

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月11日 15時30分ごろ
発生場所	千葉県南房総市野島埼南西方沖 野島埼灯台から真方位219° 8.6海里付近 (概位 北緯34° 47.4′ 東経139° 46.8′)
事故の概要	貨物船SHUN FA 16は、南西進中、また、漁船第二十八幸丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 SHUN FA 16（シエラレオネ共和国籍）、1,349トン 8820157（IMO番号）、HONG KONG SHUN FA INTERNATIONAL SHIPPING LIMITED B 漁船 第二十八幸丸、19トン KO2-6971（漁船登録番号）、個人所有 第281-41838号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 航海士A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型・特殊・特定 甲板員B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に凹損を伴う擦過傷 B 左舷船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか8人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進中、単独で船橋当直についていた航海士Aが、右舷船首方に進路が交差する態勢のB船を認めたが、これまでも漁船がA船を避けてくれたので、B船がA船を避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたところ、B船と衝突した。 B船は、船長B及び甲板員Bほか10人が乗り組み、約10knの速力で自動操舵により南進中、単独で船橋当直についていた甲板員Bが、眠気を感じたものの、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを続けるうちに居眠りに陥り、A船と衝突した。 甲板員Bは、本事故当時、他船が少なくなってきたので、気が緩んで居眠りしたのではないかと、本事故後に思った。

	甲板員Bは、甲板部航海当直部員の認証を受けていた。
分析	<p>A船は、航海士Aが、B船がA船を避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、これまでも漁船がA船を避けてくれていたことから、B船がA船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、単独で船橋当直についていた甲板員Bが居眠りに陥ったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>甲板員Bは、他船が少なくなったことによる気の緩みから眠気を感じたものの、自動操舵の状態で椅子に腰を掛けた楽な姿勢で見張りを続けたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が南進中、航海士Aが、B船がA船を避けてくれるものと思い、針路及び速力を維持して航行を続け、また、甲板員Bが、居眠りに陥ったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上衝突予防法の航法規定に基づいて衝突を避ける動作をとること。 ・単独で操船中に眠気を催した場合には、立って見張りをしたり、2人で当直に当たったりするなど、居眠り運航の防止措置を講じること。